

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町は、埼玉県の最北端に位置し、東西6km、南北5.5kmのややひし形をなし、西は神流川を境にして群馬県藤岡市、高崎市、北は烏川及び利根川を隔てて群馬県玉村町、伊勢崎市に接しており南東部は、本庄市、神川町へ連なっている。地形は、町の南が標高85m、北が約50mという標高差35mの非常に緩やかな傾斜をしている平坦地である。

当町を流れる河川には、烏川・神流川・利根川・忍保川・御陣場川などがあり、用排水を兼用している水路も多く、これらは河床勾配が緩やかなこと、また、農地転用により遊水池機能を有していた水田等が減少したことなどから、豪雨による浸水が予想されている。また、一級河川である烏川・神流川・利根川は、想定最大規模による降雨においても、町域の浸水が予想されており、一部区域が家屋倒壊等氾濫想定区域となっている。



(土砂災害)

当町において、土砂災害警戒区域等はなく、これにより埼玉県土砂災害警戒情報等見直し検討委員会にて、土砂災害警戒区域等のない当町は土砂災害警戒情報の発表対象地域から除外されることとなった。【埼玉県報道資料より】

(地震：埼玉県地震被害想定調査、J-SHIS)

埼玉県地震被害想定調査による当町への被害は、関東平野北西縁断層帯地震による地震において、最大震度6強が想定されており、発生確率は低いとも言われているが、ひとたび活動するとマグニチュード8.1という大地震となり、建物被害、人的被害等などの大きな被害を引き起こすことが想定されている。(出展：平成24、25年度埼玉県地震被害想定調査)

また、J-SHISの分析によると、今後30年に震度6弱以上の地震が発生する確率は26%と想定されている。【J-SHIS 地図参照】

(その他)

令和元年10月の台風19号の影響では、人的被害など大きな被害はなかったものの、近年経験したことのない大型の台風の接近に伴う対応として、当町として初の避難勧告を発令した。

また、富士山及び浅間山等の噴火による降灰が数cm堆積されると想定されている。

(感染症)

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のように、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(サイバー攻撃)

サイバー攻撃においては、埼玉県商工会連合会のランサムウェア感染により、システムが使用できない期間が長期に及んだことから、当会においても会員事業所情報の漏洩対策としてシステムの暗号化が必要である。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 964 人
- ・ 小規模事業者数 667 人

(うち事業継続力強化計画認定事業者数は令和4年度から令和7年度2月末時点8人)

[内訳]

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考 (事業所の立地状況等)
商工 業者	建設業	110	107	町内全域に広く分散している
	製造業	115	75	町内全域に広く分散している
	卸・小売業	234	137	町内全域に広く分散している
	その他 (飲食・サービス含む)	505	348	町内全域に広く分散している
	合 計	964	667	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・ 巡回訪問や窓口での対応時に事業継続力強化計画の策定について説明を行った。
- ・ 児玉郡市商工団体共催によるBCPセミナー&計画策定ワークショップを開催し、国の施策を周知するとともに事業継続力強化計画、BCP等の策定の必要性を啓発した。
- ・ 窓口で埼玉県が主催するBCPセミナー開催の周知を行った。
- ・ ビジネス総合保険(全国連)の周知並びに加入推進を行った。
- ・ 総合火災共済(埼玉県火災共済共同組合)の周知及び加入推進において事業継続力強化計画の必要性説明を行った。
- ・ 地震発生時に身を守るシェイクアウト埼玉県内一斉防災訓練の周知を行った。
- ・ 埼玉県商工会連合会と連携したLINEWORKS運用による災害時報告訓練を実施した。
- ・ 全国商工会連合会と災害状況報告システム及び災害対応管理システムを活用した訓練を実施した。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・町内事業者へ認定に至る事業継続力強化計画策定支援 1 者
- ・事業継続力強化に関するセミナー 2 回
- ・ビジネス総合保険（全国連）の新規加入 4 者
- ・埼玉県火災共済共同組合契約事業者へ事業継続力強化計画策定の勸奨 23 者
- ・埼玉県商工会連合会と連携した LINEWORKS 運用による災害時報告訓練の実施 5 回
- ・シェイクアウト埼玉県内一斉防災訓練の実施 3 回

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 町内小規模事業者の事業継続力強化計画策定への取組状況を把握できていなかった。
- ② これまで事業計画の策定支援は経営革新計画や創業計画にとどまり、偏りが見られた。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識不足といった課題がある。
- ④ 地域の自然災害等リスクについて当会と当町関係部署の間で十分な協議ができていない。
- ⑤ サイバー攻撃に対する防止策が万全ではなかった。

【対策】

- ① 事業継続力強化計画の取組状況を把握するために経済産業省 HP に掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧の活用や当会員への巡回・窓口相談時にヒアリング等を行う。
- ② 経営革新計画策定支援や当会で開催する経営相談会において事業継続力強化計画を周知しバランス良く取り組む。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、埼玉県火災共済協同組合、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社埼玉西北支店本庄支社などと連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けの研修を受講して専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。
- ④ 当町地域活力創造課、くらし安全課、当会で年 1 回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ⑤ 当会職員のセキュリティへの意識向上を図るため、定期的な研修の受講や防止策として「特定」「防御」「検知」「対応」「復旧」で構成された NIST（米国国立標準技術研究所）サイバーセキュリティフレームワークに沿ったシステムを導入する。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・今後は、上里町商工会通常総代会において目標を設定し町内小規模事業者の事業継続力強化策定支援を行う。

具体的には以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- (ア) 年 2 者に対して事業継続力強化計画策定・見直し支援を行う。
- (イ) 損害保険加入取組を 4 者に対して行う。
- (ウ) 上記目標達成のため、年 1 回セミナーを開催する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省の統計や自治体と連携し町内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・巡回によるヒアリングや経営相談窓口で町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回訪問時や経営計画策定時に、当町が発行したハザードマップやハザードポータルサイト（国土交通省）、J-SHIS を活用し、事業所立地場所から想定される自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。
- ・デジタルサイネージを活用して、リスク対策の必要性、国の施策、事業者 BCP に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省 HP に掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業継続力強化計画未策定の小規模事業者へ普及啓発セミナーを開催する。

(3) フォローアップ

- ・事業継続力強化計画策定を支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定につなげる勧奨を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・支援を行った域内の事業継続力強化計画認定事業者の好事例等をデジタルサイネージで情報発信を行う。

(5) 関係団体との連携

- ・損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発チラシ配架依頼、セミナー等の共催。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

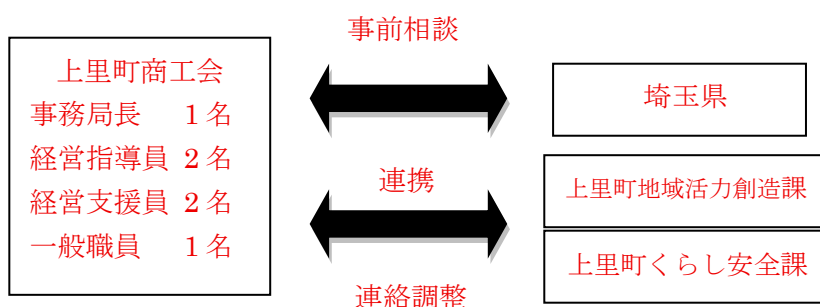
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年2月現在)

(1) **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・ 当会、当町地域活力創造課・くらし安全課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・ 認定主体である埼玉県と事前に相談・調整を行い、地域の実情に即した計画とする。

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 法定経営指導員2名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ 保険加入促進については、損害保険会社による個別相談の体制とする。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員2名、経営指導員1名、事務員等3名の合計6名体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と上里町の連絡協議会（年1回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 松本 芳貴

経営指導員 田中 一貴

(連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③当該経営指導員による広域経営指導員の当否

経営指導員 松本 芳貴、田中 一貴は施工規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

（3）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

上里町商工会

〒369-0306 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5591

TEL：0495-33-0520 / Fax：0495-33-3296

E-mail：kamisato@shokoukai.jp

②関係市町村

上里町役場 地域活力創造課 暮らし安全課

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518

TEL：0495-35-1221（代表） / Fax：0495-33-2429

E-mail：kurashi@town.kamisato.saitama.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	260	260	260	260	260
・ 専門家派遣	80	80	80	80	80
・ セミナー費用	80	80	80	80	80
・ チラシ等印刷 製本費	70	70	70	70	70
・ 消耗品費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、各種補助金、参加者負担金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
埼玉県火災共済協同組合 理事長 江原 貞治 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティ 7F TEL : 048-641-9203 あいおいニッセイ同和損保株式会社 代表取締役社長 新納 啓介 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 TEL : 03-5424-0101 (埼玉西北支店本庄支社) 〒367-0021 埼玉県本庄市東台 2-3-1 TEL : 050-3461-7245
連携して実施する事業の内容
① 災害共済の加入推進 ② BCP 普及セミナー、BCP 策定支援等 ③ 自然災害に関わる保険の見直し（事業休業の備え・水災補償など） ④ ハザード情報レポートの提供
連携して事業を実施する者の役割
① 災害時の復旧の手助けとなる災害共済加入の重要性を地域事業者に向け訴求する。 ② 自然災害によって休業した場合の備えや水災補償についての既加入保険の点検を実施する。 ③ 地域事業所所在地のハザード情報レポートを提供、自然災害リスクについて周知活動を実施する。
連携体制図等